



# 7月10日(日)は参議院議員通常選挙

投票 午前7時から午後8時まで 開票 午後8時45分から  
文化センター・大ホール

## 棄権せずに投票しましょう



忘れずに  
投票してね

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、満18歳以上の人が投票できるようになりました。



### 今回の選挙から

## 18歳以上の人が投票できます

### 八幡市で 投票ができる人は

参議院議員通常選挙に八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

- 1 日本国民
- 2 平成28年3月21日以前に

八幡市に住居登録をし、現在に至っている人

3 平成10年7月11日以前に生まれた人

市内転居の場合には注意

市内で住所変更された場合は、届け出日によって投票

票所が変わります。

▼今年6月10日までに  
届け出をした場合

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

▼今年6月11日以降に  
届け出をした場合

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくことになります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

また転出された人でも、転出後一定期間(原則的に

4カ月間)は、八幡市の選挙人名簿に登録されていません。

転出された人でも、八幡市で投票することができます。これらの人へは、「投票所入場券」に代え「投票のお知らせ」のハガキを交付します。そのハガキに投票方法が記載されています。

3月22日以降に  
転入された人は  
前住所地で投票

平成28年3月22日以降に八幡市へ転入届を出された人は、八幡市では投票できませんが、前住所地で投票できます。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶこととなります(比例区の場合は全国同一です)。

前住所地在遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができますが、前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があり、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。短期間(約半年)に2回以上、住所変更(市内転居除く)をされていると、今回の選挙では投票できない場合があります。該当される人は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階) ☎983-1111(代)